

食安輸発第0218004号

平成21年2月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

ベトナム産イカ、エビ及びそれらの加工品の取扱いについて

標記については、平成19年8月9日付け食安輸発第0809005号により、ベトナム政府における改善対策として、我が国での違反が3回発見された企業については、輸出を一時停止する措置が講じられる旨お知らせするとともに、平成20年5月19日付け事務連絡により、平成19年8月9日以降、違反が3回に達した企業からの製品が輸入届出された場合は、輸入者に対し輸出が許可された経緯について確認を行うようお願いしているところです。

今般、ベトナム政府より、別紙のとおり各違反施設の措置状況について報告があり、輸出を一時停止した施設については、違反原因の究明と再発防止措置が講じられたことを確認した上で対日輸出を再開していること、また、一部の企業については異なる施設で違反が発生しており、施設毎には違反回数が3回を超えていないことが確認されました。

ついては、上記報告内容を踏まえ、平成20年5月19日付け事務連絡を廃止することとします。